

7 学振第 63 号
令和 7 年 4 月 15 日

関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局長

令和 7 年度予算書及び令和 6 年度決算書等の提出について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条及び愛知県私立学校経常費補助金交付要綱第 17 条の規定等により、私立学校に係る事務に必要ですので、下記のとおり提出してください。

記

- 1 提出期限
令和 7 年 6 月 30 日（月）
- 2 提出書類
 - （1）令和 7 年度予算書
 - （2）令和 6 年度決算書（令和 7 年度に新設された学校法人を除く。）
 - （3）公認会計士又は監査法人の監査報告書（原本）
なお、監査報告書については、令和 6 年度中に愛知県及び他の都道府県から交付を受けた経常的経費の補助金額が、1,000 万円未満の設置者を除きます。
- 3 提出部数
各 1 部
- 4 提出に当たっての注意事項
 - （1）期日厳守で私学振興室宛て提出（持参、郵送又はメール（（4）に該当する場合）すること。
 - （2）持参又は郵送の場合、予算書・決算書は、各々 A 4 判左綴じとし、表紙の右肩に法人番号を鉛筆で記載すること。
 - （3）郵送の場合、封筒の表に「予算書、決算書在中」と記載すること。
 - （4）監査報告書の原本が電子形式である設置者は、決算書と一体の電子形式ファイルとして原本を下記メールアドレス宛てにメールを送信することにより提出すること（件名は「法人名・6 年度決算書提出」とすること）。
 - （5）収益事業がある場合は当該事業の計算書類（損益計算書）を末尾に追加すること。
- 5 送付先
〒460 - 8501（住所記載不要）
愛知県県民文化局学事振興課私学振興室 指導グループ

なお、監査報告書の原本が電子形式である設置者については、メールアドレス shigaku@pref.aichi.lg.jp に送付してください。
- 6 令和 7 年度以降の予算書・決算書等の提出に関する変更点について
令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知「令和 7 年度以降の私立学

校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の内容等について（通知）」でもお知らせしておりますが、令和 7 年度以降の学校法人会計に関する変更点を別添「参考 1」、「参考 2」に記載しましたので、参考にしてください。

○ 「参考 1」に記載のとおり、ただちに対応の変更が必要なものではありません（令和 7 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等は、基本的に従来のものから変更ありません。）。

○ 1 年後に提出する計算書類等（令和 8 年 6 月 30 日までに知事に提出する計算書類等）は、改正後の私立学校振興助成法等に基づく作成が必要となります。詳しくは令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知及び「参考 1」、「参考 2」を参照してください。

（参考）

関係通知は以下のリンク先に掲載されていますので、参考にしてください。

- ・ 令和 7 年 2 月 28 日付け愛知県県民文化局長通知「令和 7 年度以降の私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の規定による監査の内容等について（通知）」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kaikeikijun2025.html>
- ・ 令和 4 年 2 月 14 日付け愛知県県民文化局長通知「平成 28 年度以後の監査事項の指定等について（通知）」の一部改正について（通知）」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shigaku/kaikeikijun.html>

担 当 学事振興課私学振興室指導グループ（小川・伊藤）
電 話 052-954-6186（ダイヤルイン）